

令和5年度
第1回 上越市いじめ問題対策連絡協議会

日時：令和5年5月22日（月）

午前：10時00分～11時30分

会場：教育プラザ 大会議室

<次第>

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶

4 委員自己紹介・役員確認

5 説 明

- (1) 上越市いじめ問題対策連絡協議会について
上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について

6 協 議

- (1) 上越市いじめ防止基本方針の改定について
- (2) 上越市のいじめ実態に基づくいじめ防止等のための取組について
- (3) 事例検討
- (4) その他

○次回の予定 令和6年2月

○関係機関の取組について報告のお願い

7 閉 会

R5年度上越市いじめ問題対策連絡協議会委員 敬称略

		分野	氏名		所属、役職等
1	新	法曹	谷平 修	たにひら おさむ	新潟地方法務局上越支局
2		福祉	新保 和敏	しんぼ かずとし	上越児童相談所次長
3	新	防犯	本多 和利	ほんだ かずとし	上越警察署生活安全課
4	新	教育	尾崎 誠	おざき まこと	上越教育事務所
5		福祉	渡辺 晶恵	わたなべ あきえ	すこやかなくらし包括支援センター
6	新	福祉	黒津 泰子	くろつ やすこ	こども政策課
7		福祉	太田 貫治	おおた かんじ	多文化共生課
8	新	教育	笹川 隆	ささがわ たかし	小学校長会(国府小学校)
9	新	教育	宮川 高広	みやがわ たかひろ	中学校長会(直江津中学校)
10		教育	北峰 恵祐	きたみね えゆう	上越市地域青少年育成会議協議会
11		人権	上野 裕文	うえの ひろぶみ	上越市民生委員・児童委員協議会連合会
12	新	教育	鈴木 博美	すずき ひろみ	上越市小中学校PTA連絡協議会長

説 明

- (1) 上越市いじめ問題対策連絡協議会について
上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について

協 議

- (1) 「上越市いじめ防止基本方針」の改定について

- (2) 上越市のいじめ実態に基づくいじめ防止等のための取組について
 - 上越市のいじめの実態

 - いじめ防止等のための取組

- (3) 事例検討

- (4) その他

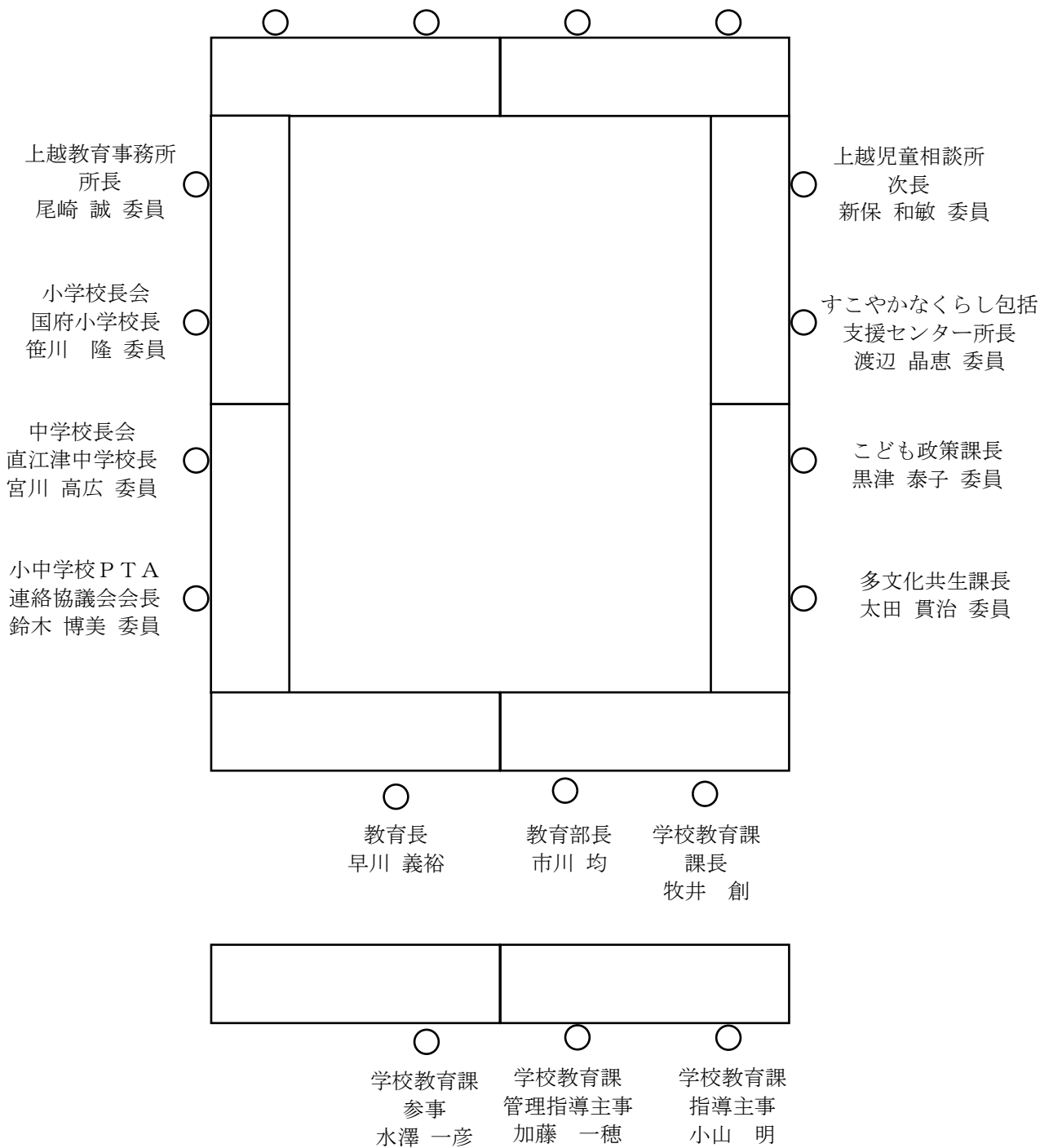
- 次回の予定 令和6年2月
- 関係機関の取組の報告について

令和5年度 第1回上越市いじめ問題対策連絡協議会 席次表

上越市教育プラザ 大会議室

上越市地域青少年 民生委員・児童委員

育成会議協議会 協議会連合会 新潟地方法務局 上越警察署
 副会長 主任児童委員代表 上越支局 局長 生活安全課 課長
 北峰 恵祐 委員 上野 裕文 委員 谷平 修 委員 本多 和利 委員



資料 1

上越市いじめ防止基本方針

平成 31 年 3 月改定

上越市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめは、決して許される行為ではありません。

上越市では、児童生徒に差別や偏見をなくし、他を思いやる心を育成するために同和教育を中核として人権教育を推進してきました。差別の現実に学び、差別を憎み、憤り、差別を許さないことを自らの生き方として選択できる力の育成に努めています。

上越市では平成 7 年に中学生がいじめを苦にした内容の遺書を残して自らの命を絶つという痛ましい出来事がありました。これを契機に、上越市では、子どもの命と人権を尊重した学校づくりを最優先に掲げ、「学校訪問カウンセラー」「子どもほっとライン」を設置するなどして、児童生徒や保護者からの相談を受ける環境を整えてきました。

そして、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号 以下「法」という。）第 12 条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、「上越市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を平成 27 年 3 月に策定しました。

なお、法の施行から 3 年が経過し、国は「いじめ防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月）」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を策定しました。また、県もそれに応じて、「新潟県いじめ防止基本方針（平成 30 年 2 月）」を改定しました。これらの国や県の方針等を参酌するとともに、地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめ防止等のための対策を一層推進していくため、この度、「市の基本方針」を改定することとしました。

いじめは「どの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こり得る」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、市の基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者との強い連携の下で「いじめを生まない、いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

なお、この基本方針は、国の基本方針が 3 年の経過を目途として見直されることを踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

はじめに

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 1

- 2 いじめの定義等 1
 - (1) いじめの定義
 - (2) 市の基本方針における学校の範囲等

- 3 いじめ防止等に向けた基本的な考え方 2
 - (1) 市として
 - (2) 学校として
 - (3) 保護者として
 - (4) 児童生徒として
 - (5) 市民として

第2 いじめ防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

- 1 組織の設置 5
 - (1) 上越市いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - (2) 上越市いじめ防止対策等専門委員会の設置（教育委員会に設置）
 - (3) 上越市いじめ問題再調査委員会の設置（市長部局に設置）

- 2 いじめの防止に向けた市及び教育委員会の施策 6
 - (1) 豊かな心などを育む教育の推進
 - (2) 社会性を育む生徒指導の推進
 - (3) 教員の指導力向上のための支援
 - (4) いじめの早期発見、早期解決のための取組
 - (5) 保護者、地域との連携に向けた支援
 - (6) 学校間連携の充実に向けた支援
 - (7) 相談に係る組織的運営・協働体制の構築
 - (8) 「インターネットを通じて行われるいじめ」の防止等に向けた取組の推進
 - (9) 解決が困難ないじめ問題への支援

- (10) いじめを行った児童生徒、いじめを受けた児童生徒への対応
- (11) いじめ防止に対する学校評価への指導・助言
- (12) いじめ防止に対する教員評価への指導・助言

第3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定 9
 - (1) 学校基本方針の内容
 - (2) 学校基本方針の策定上の留意事項

- 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置 10
 - (1) 学校いじめ対策組織として想定される役割
 - (2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項

- 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組 12
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域との連携
 - (5) 関係機関との連携

第4 重大事態への対処

- 1 学校及び教育委員会の調査 16
 - (1) 重大事態
 - (2) 学校による調査
 - (3) 上越市いじめ防止対策等専門委員会による調査
 - (4) 調査結果の提供
 - (5) 重大事態への対処の留意事項

- 2 市長による再調査及び措置 19
 - (1) 上越市いじめ問題再調査委員会が行う調査及び報告
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

*資料 上越市のいじめの実態とその背景

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、まず、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを許さない意識の醸成や互いに尊重し合う人間関係の構築など、学校の内外を問わず、いじめを未然防止することを旨として実施します。

次に、いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最優先であるという認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組みます。

いじめを行った児童生徒の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮します。

さらに、いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童生徒に対しても、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解できるようにします。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のように規定されています。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的、形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断します。また、いじめには多くの態様^{※3}があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努めます。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と

何らかの人的関係を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(※1～※3は、国の基本方針による)

(2) 市の基本方針における学校の範囲等

法第2条第2項において、「この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。」とされており、市の基本方針における「学校」については、上越市立学校条例（昭和46年4月29日条例第29号）に規定する学校とします。

また、本基本方針における「児童生徒」については、上越市立学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」とは「児童生徒」の親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）を言います。

3 いじめ防止等に向けた基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を侵害する行為であり、その防止に向け、学校は基より、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければなりません。また、いじめは、いつ、どこでも起こり得るものなので、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応することが大切です。

(1) 市として

- ① 市は、子どもの心身のすこやかな成長を地域社会が支援し、もって子どもが

安心し、かつ、自信を持って生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的に、平成20年3月28日に「上越市子どもの権利に関する条例」を制定しました。さらに、「ひとにやさしい自立と共生のまち・上越」の実現に向けて、同年12月18日に「人権都市宣言」を行いました。これらの趣旨から、全市民が幸せに生きる権利をもっていること、並びに人を思いやる心を持つこと、これら両方の大切さを自覚できるよう、互いの命や人権を大切にする施策を実施します。

- ② 市の基本方針を定め、これに基づき、いじめ防止等の必要な施策を実施します。
- ③ 学校、保護者、地域の連携を強化し、地域青少年育成会議でいじめの予防等に努めます。
- ④ 重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについて調査を行う組織を設置します。

(2) 学校として

- ① 学校運営協議会を活用しながら、全ての児童生徒が安心して生活し、全力で教育活動に取り組むことができる学校づくりを目指します。
- ② 児童生徒が主体となって取り組む活動を支援し、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を支援することにより、自己有用感や規範意識などの社会性を育み、いじめに正面から向き合い、いじめを生まない土壌をつくります。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こり得ることを全教職員で強く意識し、教育活動を展開します。
- ④ 相談窓口を家庭や児童生徒に周知するとともに、児童生徒に対して毎月のアンケートや個別の面談を実施するなど、児童生徒一人一人の状況把握を丁寧に行います。
- ⑤ いじめを認知した場合は、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関等と連携して、早期解決に力を注ぎます。
- ⑥ 学校はいじめの疑いを発見、または通報を受けた場合、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、当日中に、いじめを受けたとされる児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図ります。
また、いじめを行ったとされる児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行います。

(3) 保護者として

- ① 子の教育について第一義的責任を有する者として、子どもが安心して生活できる家庭環境を整えます。さらに、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めます。
- ② 自分の子にいじめをしてはならないことを教えるとともに、規範意識や他を思いやる心を育てます。また、我が子の前で他の児童生徒を批判するなど、いじめを誘発・助長する可能性があるような言動はしません。
- ③ 子どもの様子の変化を察知できるよう、日頃から子どもとの関わりを多くもつ努力をします。また、子どものSNS等の使用状況について把握したり、ネットの利用について家庭でルールを決めたりするなど、適切な使い方について指導します。
- ④ 自分の子が関係するいじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、まず保護者自身が相談に乗るとともに、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報し、連携して早期解決を図ります。

(4) 児童生徒として

- ① まず、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、自ら他人に対していじめを絶対しないようにします。
- ② 自分を大切にするとともに、他者に対しても思いやりをもった言動をとります。自分がいじめられた場合だけでなく、他のいじめを発見したときは、決して見て見ぬふりをせず、すぐに親や教員に相談します。
- ③ 学校の諸活動だけでなく、地域における活動に積極的に参加し、同世代の仲間だけでなく異年齢の児童生徒や大人と交流し、社会性を身に付けます。

(5) 市民として

- ① 「地域の子どもは地域で育てる」の考えの下、子どもが健やかに成長することを願い、あいさつ運動、ボランティア活動、絆を深める活動等を通して、進んで児童生徒との関係をつくります。
- ② いじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、速やかに市、学校又は関係機関に通報します。

第2 いじめ防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

1 組織の設置

(1) 上越市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項の規定に基づく組織として、市は上越市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を円滑に進めるため、新潟地方法務局、新潟県上越児童相談所、上越警察署、上越市民生委員児童委員協議会連合会、上越市小・中学校長会、上越市教育委員会、その他の関係団体など必要と認められる機関及び団体等の代表・担当者と構成し、次に掲げる役割を担います。

- ① いじめ防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- ② いじめ防止等に向けた関係機関等の対策についての協議
- ③ いじめ防止等に関する関係機関等相互の連絡調整
- ④ 関係機関等の相談窓口等の周知 等

(2) 上越市いじめ防止対策等専門委員会の設置（教育委員会に設置）

法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく組織として、市教育委員会は上越市いじめ防止対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置します。

専門委員会は、公平性・中立性を確保するため、弁護士、精神保健に関し学識経験を有する医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等、その他教育委員会が必要と認める第三者で構成し、次に掲げる役割を担います。

- ① 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策について専門的知見からの調査研究、及び審議
- ② 学校における重大事態（後述）に係る事実関係を明確にするための調査

(3) 上越市いじめ問題再調査委員会の設置（市長部局に設置）

法第30条第2項及びその規定に基づく組織として、市は上越市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置します。

再調査委員会は、公平性・中立性を確保するため、弁護士、精神保健に関し学識経験を有する医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等、その他教育委員会が必要と認める第三者で構成し、法第30条第2項の調査を行います。

2 いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策

(1) 豊かな心などを育む教育の推進

- ① 命を大切に作る心や他人を思いやる心等、児童生徒の豊かな人間性の育成を図るとともに、互いの大切さを認め合う態度や行動力を育てる人権教育、同和教育、子どもの権利学習を充実するよう、学校訪問等で学校に指導します。
- ② 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援を、学校に対して行います。

(2) 社会性を育む生徒指導の推進

- ① 好ましい人間関係をつくる能力や他者と協力しながら問題解決を図る意欲・態度などの社会性を育むよう、関わり合って学ぶ授業づくり、児童生徒が主体となって取り組む「いじめ見逃しゼロスクール集会」、異学年・異年齢集団による活動等を、学校訪問等で学校に指導します。

(3) 教員の指導力向上のための支援

- ① 学級会や学年活動、児童会活動、生徒会活動等による児童生徒の自主的、自治的な特別活動の推進に向けて、教員の指導力の向上を図るために、研修会等の充実を図ります。
- ② 児童生徒の悩みを察知し、解消に向けて適切に対応するとともに、心のケアについても対応できるよう、児童生徒の理解を始め、カウンセリング等の研修の充実を図ります。
- ③ 全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するように学校を指導・支援します。

(4) いじめの早期発見、早期解決のための取組

- ① 毎月学校から報告されるいじめの実態について、個々の状況を把握し、早期解決に向けて学校に指導・助言を行います。
- ② 教育相談、各種学校生活アンケートなど、児童生徒の悩みや変化を素早く察知するシステムを構築するよう、学校に指導・助言します。
- ③ いじめの早期発見及び児童生徒の心の安定を図るために、学校訪問カウンセラーの派遣や子どもほっとラインなどの相談窓口を充実します。

この続きについては、協議資料にて

○上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成 27 年 3 月 27 日
条例第 5 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条—第 7 条)
第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会(第 8 条—第 11 条)
第 4 章 上越市いじめ問題再調査委員会(第 12 条—第 14 条)
附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の規定に基づき、上越市いじめ問題対策連絡協議会、上越市いじめ防止対策等専門委員会及び上越市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等(法第 1 条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)に関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)の連携を図るため、上越市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 3 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進について協議すること。
- (2) 関係機関等相互の連絡調整を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、いじめの防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する 15 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 新潟地方法務局の職員
- (2) 新潟県上越児童相談所の職員
- (3) 新潟県警察の職員
- (4) いじめの防止等の取組に関し識見を有する者
- (5) 市の職員
- (6) 上越市立小学校及び中学校の校長
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

第3章 上越市いじめ防止対策等専門委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行い、及び重大事態が発生した場合の調査を行うため、上越市いじめ防止対策等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第9条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について専門的知見から調査研究し、及び審議すること。
- (2) 法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のため教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第10条 専門委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 精神保健に関し学識経験を有する医師
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、専門委員会について準用する。

第4章 上越市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第12条 法第30条第2項の規定による再調査を行うため、上越市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第13条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要な調査を行う。

(準用)

第14条 第5条から第7条まで及び第10条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第7条及び第10条中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(協議会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する協議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

○上越市いじめ問題対策連絡協議会及び上越市いじめ防止対策等専門委員会規則

平成 27 年 3 月 30 日
教委規則第 2 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条—第 5 条)
- 第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会(第 6 条—第 8 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成 27 年上越市条例第 5 号)に定めるもののほか、上越市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)及び上越市いじめ防止対策等専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 上越市いじめ問題対策連絡協議会

(会長及び副会長)

- 第 2 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 3 条 協議会の会議は、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 3 章 上越市いじめ防止対策等専門委員会

(会議)

- 第 6 条 専門委員会の会議は、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 委員が議事に関し利害関係者である場合には、その委員は、会議に出席することができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 専門委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(準用)

第 8 条 第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、専門委員会について準用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

社会的背景

平成 23 年の大津市の中学生のいじめ自殺事件など、近年、全国的にいじめを背景事情とした痛ましい事件が発生し、いじめの問題が大きな社会問題となっている。

いじめ防止対策推進法

平成 25 年 9 月 28 日施行

いじめ防止等のための基本的な方針

国の方針：平成 25 年 10 月 11 日策定
平成 29 年 3 月 26 日改定

上越市いじめ防止基本方針の策定

平成 27 年 3 月策定
平成 31 年 3 月改定

いじめ防止等の
基本的な方向性

市・教育委員会が
実施する施策
(組織の設置)

学校が実施する
施策

重大事態への対処

上越市に設置するいじめの防止等に係る組織の概要

防
止
に
向
け
た
取
組

重
大
事
態
発
生
時
の
組
織

いじめ問題対策連絡協議会

- ① いじめ防止等のための対策について協議すること。
- ② 関係機関等相互の連絡調整を行うこと。
- ③ いじめ防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項。

<構成員>

法務局、児童相談所、警察署、いじめの防止等の取組に関し識見を有する者、市職員、市立小・中学校長、その他教育委員会が必要と認める者で構成する。(15 人以内)

いじめ防止対策等専門委員会<教育委員会に設置>

- ① 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査研究し、審議すること。
- ② 法第 28 条第 1 項に規定による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。
- ③ いじめ防止等のため教育委員会が必要と認める事項。

<構成員>

弁護士、精神科医、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者で構成する。
(6 人以内)

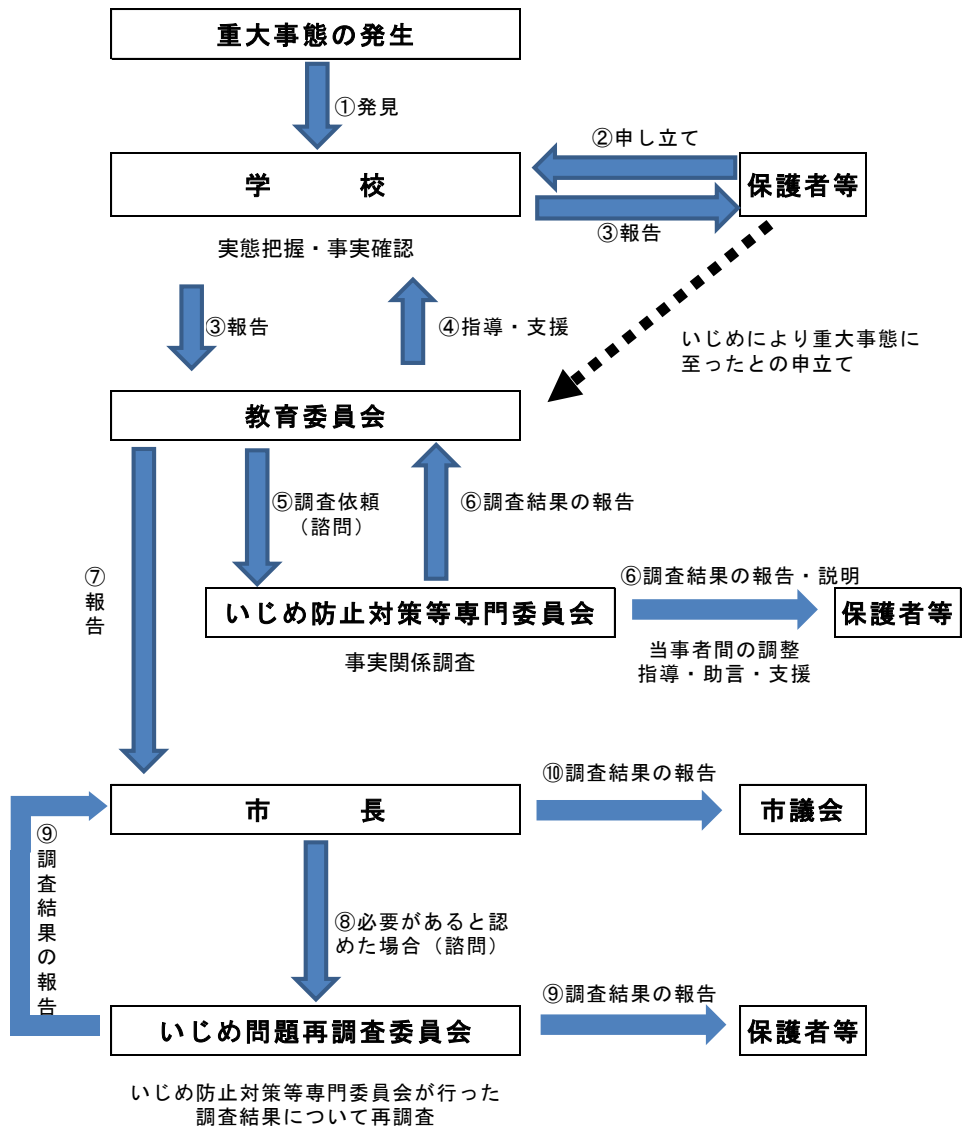
いじめ問題再調査委員会<市長部局に設置>

市長の諮問に応じ、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果について、必要な調査を行う。

<構成員>

弁護士、精神科医、学識経験者、その他市長が必要と認める者で構成する。
(6 人以内：専門委員会委員と兼ねることはできない。)

重大事態への対応フロー図



分野	機関・団体等	備考
1	法曹 法務局上越支局長	
2	防犯 上越警察署生活安全課長	
3	福祉 上越児童相談所指導保護課長代理	
4	人権 民生委員・児童委員協議会連合会代表	上越市民生委員児童委員協議会連合会からの推薦
5	福祉 すこやかなくらし包括支援センター所長	
6	福祉 こども政策課長	
7	福祉 多文化共生課長	
8	教育 上越教育事務所長	
9	教育 上越市小中学校PTA連絡協議会長	
10	教育 上越市地域青少年育成会議協議会長	
11	教育 上越市小学校長会直江津南小学校長	上越市小学校長会からの推薦
12	教育 上越市中学校長会柿崎中学校長	上越市中学校長会からの推薦

分野	職業等	備考
1	精神保健 精神科医	上越市医師会からの推薦
2	心理学 臨床心理士	県臨床心理士会からの推薦
3	社会福祉 社会福祉士	県の所属機関の社会福祉士
4	法曹 弁護士	県弁護士会からの推薦
5	教育 上越教育大学准教授	上越教育大学からの推薦
6	健全育成 スクールソーシャルワーカー	上越教育事務所からの推薦

分野	職業等	備考
1	精神保健 精神科医	
2	心理学 臨床心理士	県臨床心理士会からの推薦
3	社会福祉 社会福祉士	県社会福祉協議会からの推薦
4	法曹 弁護士	県弁護士会からの推薦
5	教育 上越教育大学大学院教授	上越教育大学からの推薦
6	健全育成 上越児童相談所長	